

テーマ①「65歳に達する方の福祉サービス支給決定について」

質問1:「65歳以上の者については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援（就労継続支援A型）に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。」とあるが、「障害福祉サービス」の範囲は居宅介護等も含むと考えてよいのか?「障害福祉サービス」の範囲について知りたい。

鳥栖市:鳥栖市としては、記載の通り「障害福祉サービス」と明記されているため、居宅介護なども含めたサービスをその範囲としている。

みやき町:障害福祉サービスについては居宅介護等すべての障害福祉サービスを範囲とする。

基山町:65歳以上の者の支給決定については、個別に検討する。

上峰町:就労移行支援・就労継続支援A型を利用していた場合において、引き続き利用するための要件なので含まない。

質問2:「65歳以上の者については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって」について、65歳に達する前に就労定着支援を3年間利用していた方は「前5年間」のうちの3年間障害福祉サービスを利用していたとみなされるか。

鳥栖市:鳥栖市としては、65歳に達する前に就労定着支援を3年間利用していた方（ただし、3年間就労サービスを利用していたことが証明できること）は「前5年間」のうちの3年間障害福祉サービスを利用していたとみなします。

みやき町:65歳に達する前に就労定着支援を3年間利用していた場合、3年間障害福祉サービスを利用していたとみなすことは出来る。しかし、65歳以上の者のA型支給決定については65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けたもので、65歳に達する前日にA型の支給決定を受けたものが対象になる。なお、65歳に達する前に5年間障害福祉サービスの支給決定がなく、65歳に達する前日にA型の支給決定を行う場合は3年間の支給決定は出来るが、その後更新はできない。

基山町:65歳以上の者の支給決定については、個別に検討する。

上峰町:就労移行支援・就労継続支援A型の利用条件のため、一般就労後に就労定着支援を利用し、その後障害福祉サービスを使わず一般就労を行っていた方に決定を行うかは個別に相談を受けて決定する。

質問 3:グループホームや住まいについても 65 歳以上の利用についても制限があるのか?グループホームのみを利用されている方についても介護保険制度に切り替える必要があるのか?実際に 70 歳からの利用についても相談を受けることがある。

鳥栖市:鳥栖市としては、介護と障害ではグループホームの性質が異なるため、一概に65歳まで利用されていた方の支給決定を終了することはない。しかし、本人の状態から介護でも十分対応できる状況である場合は、介護保険の施設への入所を検討してもらっている。

なお、65歳以上で初めてグループホームを利用される場合は、介護保険が優先されるため、介護保険施設等を進めるが、介護で対応できないなど特段の事情があると認められた場合は、障害福祉サービスのグループホームでも対応する場合がある。

みやき町:65 歳以上になると介護保険優先になる。グループホームのみを利用されている方も 65 歳を過ぎたら介護保険制度に切り替えてもらうようお願いをしている。

基山町:「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について(平成 19 年通知)」に基づいて、市町村において個別に検討する。

上峰町:個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合に、65 歳以降も引き続き利用を認める。ただし、利用者の要介護度等に応じて、介護保険施設への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

質問 4:就労継続支援 A 型事業所利用の支給決定は、65 歳からであっても 3 年で出してもらえるのか?またそれ以降も継続して決定してもらえるのか?

鳥栖市:鳥栖市としては、国の基準に照らし合わせ、65歳以上になっても就労継続支援A型を利用することが可能な方については、引き続き3年間の支給決定を行う。また、その後継続して利用希望がある場合も同様である。

みやき町:65 歳以上の者についての支給要件に関しては前述とおりだが、65 歳からの A 型の更新に関しては 3 年で支給決定とする。

基山町:65歳以上の者の支給決定については、個別に検討する。

上峰町:支給決定期間を 3 年間とするかは利用者ごとに個別の状況を確認しながら決定する。